

# 令和4年第4回 博多区選挙管理委員会

令和4年4月20日

## 議 題

### 1 議 案

議案第9号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第10号 在外選挙人名簿から抹消する者について

### 2 その他

次回開催について

開催日時 令和4年5月20日(金) 10時00分～

開催場所 博多区役所8階 応接室

## 議案第9号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年4月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

1 抹消する者の数  
1,015人

内 訳

死亡者 253人

市外へ転出後4箇月を経過した者 762人

2 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり

3 抹消年月日  
令和4年4月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

# 抹 消 者 数 調

令和4年4月20日  
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	0	2	2	13	10	23	0	0	0	13	12	25
2	奈良屋	4	7	11	25	16	41	0	0	0	29	23	52
3	御供所	4	0	4	4	5	9	0	0	0	8	5	13
4	大浜	2	2	4	20	14	34	0	0	0	22	16	38
5	千代第一	4	4	8	11	14	25	0	0	0	15	18	33
6	千代第二	3	4	7	7	6	13	0	0	0	10	10	20
7	吉塚	7	2	9	25	16	41	0	0	0	32	18	50
8	東吉塚	5	3	8	25	16	41	0	0	0	30	19	49
9	堅粕	1	9	10	29	21	50	0	0	0	30	30	60
10	東光	9	2	11	24	22	46	0	0	0	33	24	57
11	席田	3	6	9	15	11	26	0	0	0	18	17	35
12	月隈	10	8	18	13	11	24	0	0	0	23	19	42
13	東月隈	7	7	14	10	6	16	0	0	0	17	13	30
14	住吉	3	1	4	25	13	38	0	0	0	28	14	42
15	美野島第一	6	5	11	13	13	26	0	0	0	19	18	37
16	美野島第二	2	2	4	9	7	16	0	0	0	11	9	20
17	東住吉	1	4	5	18	36	54	0	0	0	19	40	59
18	春住	3	5	8	29	30	59	0	0	0	32	35	67
19	那珂第一	6	8	14	7	4	11	0	0	0	13	12	25
20	那珂第二	3	1	4	16	8	24	0	0	0	19	9	28
21	那珂第三	1	6	7	7	7	14	0	0	0	8	13	21
22	弥生	2	2	4	2	2	4	0	0	0	4	4	8
23	板付北	12	7	19	11	7	18	0	0	0	23	14	37
24	諸岡	2	2	4	5	2	7	0	0	0	7	4	11
25	板付	9	7	16	10	6	16	0	0	0	19	13	32
26	麦野	5	6	11	17	15	32	0	0	0	22	21	43
27	三筑北	4	1	5	5	1	6	0	0	0	9	2	11
28	三筑南	2	3	5	9	10	19	0	0	0	11	13	24
29	那珂南第一	9	5	14	5	9	14	0	0	0	14	14	28
30	那珂南第二	2	1	3	9	6	15	0	0	0	11	7	18
計		131	122	253	418	344	762	0	0	0	549	466	1,015
前回(令和4年3月1日)分		30	46	76	561	452	1,013	0	0	0	591	498	1,089

## 議案第10号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年4月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

- 1 抹消する者の数  
1人

内 訳

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ① 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過したことによる | 0人 |
| ② 死亡による                       | 0人 |
| ③ 日本国籍を失ったことによる               | 1人 |

- 2 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり

- 3 抹消年月日  
令和4年4月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。